

## 広がりつつある価格転嫁の裾野 「発注企業からの申し入れ」は28.3%に

経済産業省はこのほど、「価格交渉促進月間（2024年9月）フォローアップ調査」の調査結果を公表した。これによると、前回調査（2024年3月）「発注側企業から申し入れがあり、価格交渉が行われた」割合は、前回調査（2024年3月）から約2ポイント増の28.3%。また、「価格交渉が行われた」割合も前回から約1ポイント増の86.4%だった。一方で、「価格交渉が行われなかった」割合は、前回の14.8%から13.6%に減少している。発注企業からの申し入れは浸透しつつあるものの、引き続き、受注企業の意に反して交渉が行われないケースが存在しているようだ。こうした現状について経産省は「引き続き、労務費指針の徹底等による価格交渉・転嫁への機運醸成が重要」とコメントしている。

今回の調査では、2023年11月に「労務費指針（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）」が策定・公表されたことを踏まえ、「労務費について価格交渉ができたか」についても調査を行っている。それによると、価格交渉が行われた企業（54.9%）のうち70.4%が労務費についても交渉を実施（前回68.9%）している一方で、7.6%の企業が「労務費が上昇し、価格交渉を希望したが出来なかった」と回答している（前回8.8%）。前回よりは減少したものの、依然として1割弱が労務費を価格転嫁できていないことから、経産省は、公正取引委員会等と連携し、労務費指針を周知・徹底していく方針だ。

## 中小企業に対する法人税の軽減 制度の大幅な見直しに現実味

「中小企業に対する法人税の軽減税率」がピンチだ。現在、資本金1億円以下の中小企業の法人税率は、年800万円以下の所得金額について本則19%とされており、令和7年3月31日までの時限的な措置として、さらに15%に軽減されている（租税特別措置）。このうち租税特別措置に当たる部分は、平成20年に「金融不安や景気後退の影響を受けやすい中小・小規模企業について十分な資金繰り対策を実施する一方で、中長期的に日本経済の底力を成長に結び付ける取組を推進する」ため、中小企業の財務基盤の強化を目的として導入された。

実はこの軽減税率には、創設当初、明確な政策目標が数値で設定されていた。それは、①中小企業等の売上高が、生活対策以前（平成20年上期）の水準を持続的に達成すること、②中小企業等の資金繰りDIが、生活対策以前（平成20年上期）の水準を持続的に達成すること、③中小企業等の業況判断DIが、生活対策以前（平成20年上期）の水準を持続的に達成することの3点。つまり、この3点が達成された場合には廃止することがあらかじめ想定されていた訳だ。では現状はどうかというと、②③についてはすでに「達成済み」で、①のみが「未達」。加えて、2023年度における中小企業の借入依存度は38.2%と、大企業と比較すると高く、財務基盤はいまだ脆弱だ。これらのことから、軽減税率そのものは延長しつつも、すでに財務基盤が回復した企業を対象から除外することなどが検討されているようだ。